

よくある質問



1. 「アットホーム 空き家バンク」について

Q1. 「アットホーム 空き家バンク」とは？

A1. 国土交通省が推進している空き家等の流通活性化に向けた取組みに賛同し、アットホームが全国の空き家・空き地や公的不動産（PRE）、地域の情報と消費者ニーズを結びつけることを目的に構築・運営しているサイトです。

2. 利用・申込について

Q1. 登録する物件がない場合でもアットホームの空き家バンクを利用することは可能ですか？

A1. ご利用いただけます。例えば、YouTubeや観光情報をリンクさせるなど、地域の魅力を発信するコンテンツとしてご利用いただけます。

Q2. 自治体独自の空き家バンクを開設していなくてもアットホームの空き家バンクを利用することはできますか？

A2. ご利用いただけます。「アットホーム 空き家バンク」では当社がご提供する「自治体専用ページ」を自治体さま独自の空き家バンクとしてご利用いただけます。

Q3. 「自治体専用ページ」を利用しないことは可能ですか？

A3. 必須となります。「自治体専用ページ」に登録された物件情報を参照して「アットホーム 空き家バンク」に表示する仕様となっているためです。

Q4. 利用申込書などの各種書類や資料はどこにありますか？

A4. アットホーム 空き家バンクの「自治体向け情報ページ」または国土交通省ホームページにございます。（下記URL参照）

【自治体向け情報ページ】

<https://www.akiya-athome.jp/contents/87>

【国土交通省ホームページ】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html

Q5. アットホームの空き家バンクを利用したいのですがどうしたらいいですか？

A5. 「アットホーム 空き家バンク」 ご利用申込書に必要事項をご入力いただき、下記メールアドレスにお送りください。

E-mail : akiya_soudan@athome.co.jp

Q6.申込から利用開始までにどのくらいの期間がかかりますか？

A6.1週間程度でご利用可能となります。

Q7.「自治体専用ページ」の作成に費用は掛かりますか？

A7.無償で作成・ご提供いたします。

3.物件情報の登録・公開について

Q1.物件情報の無償代行登録をお願いできますか？

A1.申し訳ございません。原則として物件情報の無償代行登録はおこなっておりません。
代行登録が必要な場合は、有償でお受けすることが可能です。詳細は「アットホーム 空き家バンク」相談窓口にお問合せください。

Q2.登録できる物件に条件はありますか？

A2.自治体さまが空き家・空き地として認可している物件であれば、登録可能です。

Q3.物件情報を登録するにあたって、必須項目はありますか？

A3.ございます。詳しくは「操作マニュアル」の「物件管理」編のP4に記載しておりますので、そちらをご確認ください。

※操作マニュアルは以下URLよりダウンロードください。

【自治体向け情報ページ】

<https://www.akiya-athome.jp/contents/87>

【国土交通省ホームページ】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html

Q4.区画整理で住居表示が変更された場合、物件登録の所在地一覧は即時更新されますか？

A4.所在地一覧データは四半期ごとに更新しておりますが、更新されていない場合は、旧所在地でご対応ください。

Q5.物件情報の問合せ先を宅地建物取引業者（不動産会社）やNPO法人等にすることは可能ですか？

A5.可能です。別途「提携事業者さま向け ユーザ登録申込書」がございますので、そちらに必要事項を記入のうえ「アットホーム 空き家バンク」相談窓口までお送りください。

※上記申込書は、以下URLよりダウンロードください。

【自治体向け情報ページ】

<https://www.akiya-athome.jp/contents/87>

Q6. 物件情報の問合せ先を自治体以外にする際の注意事項はありますか？

A6. 問合せ先を自治体以外（主に宅地建物取引業者になる場合）に設定する場合は、入力必須項目が変わります。詳しくは「操作マニュアル」の「物件管理」編のP27に記載しておりますので、そちらをご確認ください。

※操作マニュアルは以下URLよりダウンロードください。

【自治体向け情報ページ】

<https://www.akiya-athome.jp/contents/87>

【国土交通省ホームページ】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html

4. コントロールパネルについて

Q1. コントロールパネルとは何ですか？

A1. 物件の登録・公開や自治体専用ページのコンテンツを管理をするシステムを指します。

ただし、動作確認が取れているブラウザは「Google Chrome」、「Firefox」、「Microsoft Edge」、「safari」に限ります。

「Internet Explorer」など、上記以外を使用されている場合は、「アットホーム 空き家バンク」相談窓口までご連絡ください。

5. 「自治体専用ページ」について

Q1. 「自治体専用ページ」とは何ですか？

A1. 当社がご提供する自治体さま専用ページのことです。物件が公開されるのはもちろん、自治体の施策や地域の魅力を発信することができるページです。

「自治体専用ページ」を自治体さま独自の空き家バンクとしてご利用いただけます。

6. 消費者からの問合せについて

Q1. 消費者から問合せが入った場合、アットホームに報告する必要はありますか？

A1. 報告の必要はございません。

Q2. 消費者から問合せが入った際には、自治体で対応するのでしょうか？

A2. お問い合わせ対応は、お問い合わせ先として登録している自治体さままでご対応ください。

なお、提携事業者さまが問合せ先として登録されている場合はそちらに入ります。